

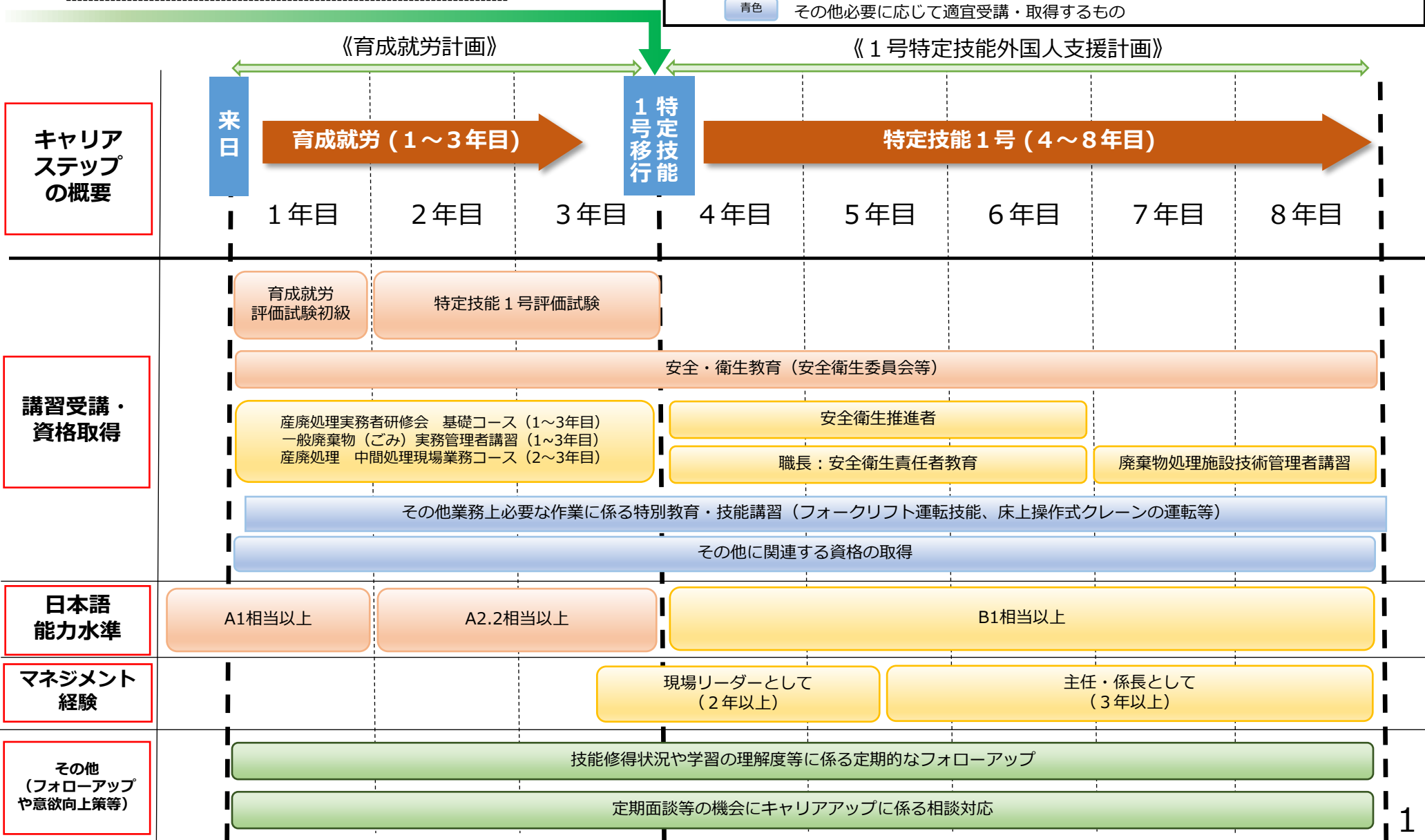
【資源循環分野】廃棄物処分量業（中間処理）育成・キャリア形成プログラム



- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

- 凡例
- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
 - 赤色 在留資格の移行に係る要件
 - 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

緑色 フォローアップや意欲向上策



在留資格	目指すレベル (求められる役割・作業)	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習		
		専門技能 ※業務上必要な作業に係るものを選択	日本語能力水準	マネジメント経験
育成就労	・基礎的な技能を習得し、指導者の指示により現場で単独で働くことができ、特定技能1号移行を目指す。 ・自己の職務範囲で求められる、法的対応、業務基準を遂行し、進捗や結果の報告と記録ができる。	・産業廃棄物処理実務者研修会基礎コース：1年目～ ・一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習：1年目～ ・フォークリフトの運転：1年目～ ・床上操作式クレーンの運転：1年目～ ・車両系建設機械の運転：1年目～ ・はい作業技能講習：1年目～ ・玉掛け作業技能講習：1年目～ ・巻上機運転特別技能：1年目～ ・産業廃棄物処理 現場業務コース（中間処理）：2年目～	就労開始までに必須：日本語教育の参照枠A1相当以上の試験(JFT-Basic(A1)、JLPTのN5)合格又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上の試験(JFT-Basic(A2.2)、JLPTのN4)合格	・現場リーダー：3年目～
	・特段の育成・訓練を受けることなく、指導者の指示を理解し、また自らの判断により、直ちに一定程度の業務を遂行する。 ・自己の職務範囲で求められる法的対応、業務基準に沿って業務改善ができる。	・安全衛生推進者：4年目～ ・職長安全衛生責任者：4年目～ ・高所作業、タンク内等作業の安全確認作業：4年目～ ・機械電気設備の定期整備作業：4年目～ ・各処理施設の操作：4年目～ ・廃棄物処理施設技術管理者講習：7年目～	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上の試験(JFT-Basic(A2.2)、JLPTのN4)合格 就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上の試験(JLPTのN3)合格	・係長主任：5年目～